

加工食品の 原料原産地表示

26

26

加工食品の原料原産地表示

平成29年9月1日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行され、一部の加工食品のみに義務付けられていた原料原産地表示が、全ての加工食品に拡大されました。

【平成29年8月以前(改正前)】

加工食品の一部に義務付け
・個別に対象を指定
・全加工食品の1～2割程度



【平成29年9月以降(改正後)】

全ての加工食品に
義務付け

メリット



今まで原材料の原産地情報が不明であった加工食品に、新たに原産地表示されるため、消費者がその表示を見ながら商品を安心して選べるようになります。また、食品メーカーや販売者にとっても、商品の安定供給などへの取組が消費者から評価されるようになって考えています。

原料原産地表示制度とは

加工食品に使用された原材料の原産地を商品に表示する制度のことです。スーパーなどで販売されている、**全ての加工食品**（輸入品を除く）の**一番多い原材料の原産地**を表示しなければなりません。

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(国産)、豚肉
内 容 量	100g
消費期限	19.8.31
保存方法	4℃以下で保存
加 工 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

この場合は「牛肉」が多く使用されているので、「牛肉」の産地を表示します。



例 外



レストランなどの外食やお店で調理された惣菜など、作ったその場で販売される食品は、原材料の原産地をお店の人に確認することができするため対象としていません。



表示方法は？

原則は、「国別重量順表示」、例外として、①「又は表示」、②「大括り表示」、③「又は表示＋大括り表示」の表示方法があります。

対象加工食品

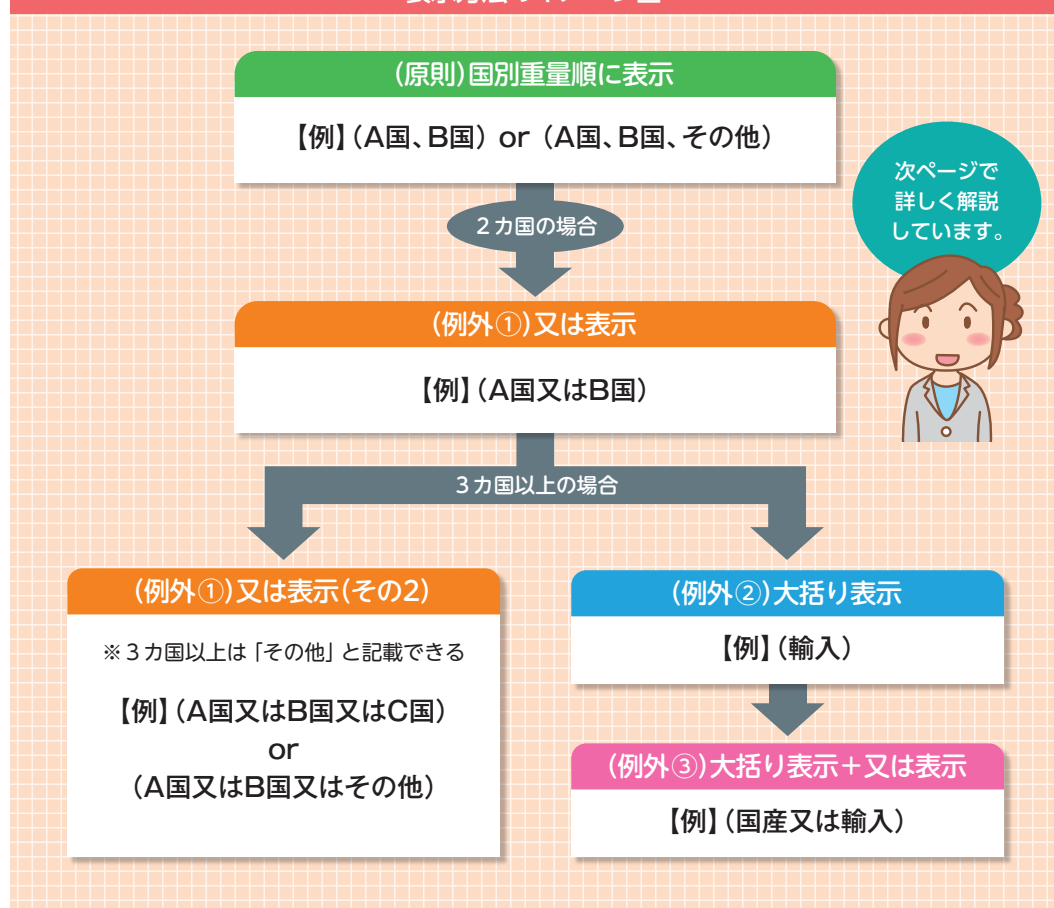
輸入品を除く全ての加工食品

※ただし、外食いわゆる
インスタ加工などを除く

対象原材料

製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法のイメージ図



(原則) 国別重量順表示の例

一番多い原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**を表示します。下記のように2カ国以上の産地の豚肉を使用している場合は、多い順に国名を表示します。

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(国産、アメリカ産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、……

この場合は「国産」の方を多く使用しています。



1カ国の場合の表示例

豚肉(アメリカ産)

2カ国の場合の表示例

豚肉(国産、アメリカ産)

3カ国以上の場合の表示例

豚肉(国産、アメリカ産、デンマーク産、カナダ産)

※原材料の原産地が3カ国以上ある場合、多い順に2カ国を記載し、それ以降を「その他」と表示することも可能です。



豚肉(国産、アメリカ産、その他)

(例外①) 又は表示の例

原料の原産地が複数あり国別の重量順位が変動する場合、その都度表示を切り替えて食品を製造することが困難な場合があります。この場合「**A国又はB国**」といった表示も認められ、(注1)のように実績などに基づいていることを表示します。

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(アメリカ産又はカナダ産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)

「又は表示」は、過去の使用実績などに基づいて表示します。

左記の例(平成○年)では、原材料に使用した豚肉が、アメリカ産の方がカナダ産よりも多かったことを表しています。

豚肉の産地は、平成○年の使用実績順 (注1)



ただし、過去の使用実績などに基づく表示であっても、表示されている産地以外のものは使用できません。上記例であれば、**アメリカ産とカナダ産**以外は使用できません。

(例外②) 大括り表示の例

3カ国以上の外国の産地のものを使用しており、かつ、その外国の産地の重量順位に変動が見込まれる場合などで、産地変動に伴うラベルの改版が困難な場合に「輸入」と表示することが可能です。

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、……

3カ国以上の外国の産地を使用していれば、「輸入」と表示できるわけではなく、3カ国以上の外国の産地の中で、重量順位の変動や産地の切替えが行われていることが条件となっており、かなり限定的な表示です。



ただし、「輸入」と表示されている場合は、**国産の原材料は使用できません。**

(例外③) 大括り表示+又は表示の例

国産を含む4カ国以上の産地の原材料を使用しており、かつ、その外国の産地と国産の重量順位に変動が見込まれる場合などで、産地変動に伴うラベルの改版が困難な場合に認められるものです。

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、……

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

「国産又は輸入」の表示は、「又は表示」と「大括り表示」を併せた表示です。「又は表示」と同様に過去の使用実績などに基づいて表示します。



ただし、「又は表示」と同様に過去の使用実績などに基づいて表示されています。例であれば、「国産」の方が「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使用したことを示しています。

POINT

※一番多い原材料が「加工食品」の場合は、その製造地を表示します。(『製造地表示』)